

厚生労働省の「歯科医療における補てつ物等のトレーサビリティに関する指針」に対する談話

2011年7月15日
全国保険医団体連合会
歯科代表 宇佐美 宏

厚生労働省は6月28日に医政局長名で「歯科医療における補てつ物等のトレーサビリティに関する指針について」（以下「指針」）を都道府県知事に通知した。

補てつ物の海外委託問題については、新聞、テレビをはじめマスコミで報道され、患者、国民の中に歯科技工物の安全性に対する不安が広がっている。

このため、安心、安全な歯科技工物を求める自治体の意見書採択、歯科技工士有志による裁判、国会での質疑などとともに保団連も海外技工問題の解決を求め運動を進めてきた。

こうした世論の高まりに押され、厚生労働省としても何らかの対応をせざるを得ないことから、国会答弁では昨年中に「トレーサビリティ」の対応を出すとしていたものが本年6月まで対応が遅れたものである。

「指針」は補てつ物の海外委託を事実上容認した平成17年通知を前提にしているが、矛盾だらけの内容になっている。国外で作製された補てつ物を「補てつ物管理票」を用いることで安全性の担保を図ろうとしているが記載事項では、「歯科技工所等名」「作業責任者名」を記載することになっているものの、「歯科技工所等名」では歯科技工所に限定されておらず技工作業の衛生管理のあり方も不明である。また、「作業責任者」に関しても資格が定められておらず、作業責任者と直接作業を行った者の区別が不明であり、誰がどのような設備と衛生環境で作製を行ったのかが明確にされていない。これでは患者に対して最良かつ安全な歯科治療を実現するための制度的保証が欠けている。

「指針」は、市町村、関係団体等への周知と遵守を求めているが、法的根拠は示されていない。このため、「指針」によらない現状の海外技工も引き続き行われかねないなど、その運用にも疑問が生じる。

「トレーサビリティシステムについては、関係者が主体的に取り組むことが重要」と指摘しており、平成17年通知と同様に国の責任をあいまいにしている。こうした歯科医師個人に責任を転嫁する厚生労働省の無責任な姿勢によって、海外委託が更に拡大し、近い将来国内の歯科技工士制度そのものを揺るがす危険性も指摘しなければならない。現在、海外技工は自費診療に限定されているが、これが拡大していくなれば、すでに若手歯科技工士の8割が離職している歯科技工の現状を一層困難な状況に追いこみ、その結果、国内で保険の補てつ物を製作できる国家資格の歯科技工士の存在が危惧される事態も生じかねない。

従って今回の「指針」は安心、安全を求める歯科医療担当者、患者・国民の願いに応えたものとは言えず、現状の海外技工を追認するものにすぎない。

このため、保団連は引き続き海外委託技工問題の根本解決に向けて、患者・国民、歯科医療関係者と協同の運動を一層強めていくことをあらためて表明するものである。